

〔古事記下卷〕穴穂御子○安興軍圍大前小前宿禰之家爾到其門時零大冰雨故歌曰意富麻幣袁麻幣須久泥賀加那斗加宣加久余理許泥阿米多知夜米牟、

〔古事記傳二十二〕宿禰は遠飛鳥宮段歌に須久禰スグチとある是此號の正しく見えたるなり正しく見ゆ云々云なり書紀私記に昔稱皇子爲大兄又稱近臣爲少兄也宿禰之義取於少兄也とある此意の稱なり但し允恭天皇の御名にも貢給へるは御兄の御名大兄云々に對へて少兄と申せるなれば臣のみにも限らざりけむ須久那延を約て須久泥スグチ云なりさて私記の此文の次に或說帝王相親云曾古爾禰與蓋敬モヨシあるは甚幼く云に足ねこさて此は古はたゝきぞには舊事紀の說なり此外にも舊事紀に宿禰の事を云る皆違へり此御代に八臣等を尊み親みて云る稱にして姓の加婆禰になれるは淨御原御世より始れり色姓を定められたる第一真人第二朝臣第三宿禰なりさて其時諸氏に賜モモキへるを見るに宿禰は多くは舊連なりし氏々に賜へりき

〔南留別志三〕一宿禰宿尼少名同じ事なるべし

〔倭訓采前編十二〕すくね宿禰と書りもとはそこねといひて足禰と書り大宿禰といふ事も見えたり舊事紀に近宿殿内と見えてそこにねよとの義なりといへりされど釋に稱王子云大兄稱臣下云少兄スグチと見えたるぞ本義なるべき本武内宿禰ありて始は官のごとくて後は姓となれり少兄スグチはなえ反ねなり

〔職官志〕宿禰呼言寢其所之謂也知是爲内官近習

〔姓序考〕宿禰

宿禰姓は天武朝廷の詔に八色姓を改定め賜へるとき三曰宿禰とみえたりもとは稱言なりしを此御代に姓にせられし也宿禰は古事記下卷遠飛鳥宮の段穴穂御子の御歌に須久泥スグチとみえたれば然訓べし寶龜四年五月辛巳足尼爲宿禰とみえたれば舊は足尼といへりし也略中太古宿禰は稱言なりしよしを云は穂積臣大水口宿禰崇神的臣砥田宿禰仁德紀男麻呂宿禰崇峻坂合部連贊宿禰略大倭直長尾市宿禰垂仁武内宿禰波多八代宿禰野見宿禰等みな稱言なり穂